

令和7年5月13日、食品表示法に基づく食品の自主回収の届出について、一部が改正されました。それに伴い、テキストの関連部分を修正しました。
改正内容は、令和7年6月1日以降に着手される食品の自主回収に適用されます。

テキスト P.19 より 抜粋

3 食品の自主回収（リコール）届出制度

第1 自主回収届出制度の概要

2 届出対象とクラス分け

食品衛生法・食品表示法に違反する、又は違反のおそれがある食品などが自主回収届出制度の対象となります。また、届出された自主回収情報は健康被害発生の可能性を考慮し、クラス分類がなされます。

改正部分

分類	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 （腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、有毒魚や硬質異物の混入など）	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの （乳や卵などのアレルゲン表示の欠落など）
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 （一般細菌数などの成分規格不適合の食品など）	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであって CLASS I に分類されないもの（保存方法や期限などの表示に違反があった場合など）
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合（添加物の使用基準違反など）	



分類	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 （腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜、有毒魚や硬質異物の混入など）	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 （名称（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）や消費期限の欠落・誤表示、アレルゲンの欠落、生食用の誤表示など）
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 （一般細菌数などの成分規格不適合の食品など）	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 （はちみつ（乳児ボツリヌス症に関する注意喚起の表示を含む。）に関する表示の欠落など）
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合（添加物の使用基準違反など）	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合（保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合など）

2. 食品表示法関係

改正部分

① 略

② 食品表示法第6条第8項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合

- 例
- ・生食用と表示する予定であった魚介類などの食品に加熱加工用と表示した場合
 - ・保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
 - ・期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合



① 略

② 食品表示法第6条第8項府令で定める事項に係る違反に該当しない場合

- 例
- ・名称のみの誤表示（食品を摂取する際の安全性に影響を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - ・保存温度を本来表示する温度よりも低く表示した場合
 - ・期限表示を本来表示する期限よりも短く表示した場合
 - ・生食用と表示する予定であった魚介類などの食品に加熱加工用と表示した場合

第2 自主回収事例

2 過去の自主回収事例

① クラスごとの事例

テキストの事例は、改正前（令和7年6月1日以前）のクラス分類によるものです。

追記部分

クラス分類	食品衛生法関連の事例	食品表示法関連の事例
CLASS I	金属片、ガラスなどの異物混入の可能性 レトルト食品の殺菌不足 シール不良 ふぐの混入	卵、小麦、大豆、ごま、さば、豚肉など アレルギー表示の欠落 （未記入、ラベルの貼り間違いなど）
CLASS II	規格基準不適合（大腸菌群：陽性など） カビの発生 異味・異臭	期限表示の欠落 保存方法の欠落 （健康被害が確認された場合はCLASS I）
CLASS III	残留農薬基準不適合 指定外添加物の検出	